

連盟に関わる事業の実施細則(案)

2002年3月13日 教習検定委員会作成中

この細則は、社団法人日本ハンググライディング連盟が定める「連盟に関わる事業の実施指針(案)」による事業を行おうとする者が、その事業の実施にあたって行うべき業務及び準備について、必要最低限の事項とその実施方法を示すものである。事業を行おうとする者は、この細則に定める事項を遵守するとともに、それぞれの事業の特殊性、環境の違いを考慮し、更に必要事項を追加して事業の円滑な遂行と高い安全性を維持するよう努めなければならない。

また、この細則は、事業の高い安全性を維持するために、改廃すべき事項が見出された場合、直ちに理事会の承認を経て事前の予告なしに変更されることがある。事業を行おうとする者は、常に最新版を入手すること。「連盟に関わる事業の実施指針」と「連盟に関わる事業の実施細則」及びこの細則に添付される書類の最新版は、JHFの公式ホームページ上で公開される。

1. 隣接公共事業体等とは次の事業体をいう。

- ①飛行範囲にある自治体
- ②飛行範囲を管轄する警察署
- ③飛行範囲を管轄する消防署
- ④飛行範囲にある最寄りの救急病院
- ⑤飛行空域が航空法に抵触する恐れがある場合は、その空域を管理する国土交通省地方航空局空港事務所
- ⑥事業実施場所の周辺住民によって構成される町内会等
- ⑦事業実施場所にあるJHF正会員都道府県連盟
- ⑧その他必要と思われる事業体

2. 隣接公共事業体との事前協力体制とは次のとおりとする。

- ①事業実施要綱の配布と日程を含めた概略説明
- ②「緊急事態発生時の事務処理要領」の配布
- ③飛行空域が航空法に抵触する恐れのある場合は、ノータムの発行を含み空域調整等の指導監督を受けること。
- ④その他必要な情報の提供と調整

3. 最寄の救急医療施設の受け入れ態勢について確認すべき事項は次のとおりとする。

- ①当該医療施設の受け入れ可能日時
- ②緊急事態発生時の連絡方法
- ③医療施設搬入時の必要書類等
- ④その他必要な事項

4. 候補地を管轄するスクール管理者、エリア管理者、土地管理者との事前調整事項は次のとおりとする。

- ①事業を行おうとする者と管理者が異なる場合は、貸借関係を明確にする書類の作成(貸借契約書等の交換)
- ②事業実施要綱の配布と日程を含めた概略説明
- ③「緊急事態発生時の事務処理要領」の配布
- ④その他必要な情報の提供と調整

5. 参加者に提供すべき安全上必要な情報は次のとおりとする。

- ① 気象現況
- ② 気象変化傾向
- ③ 気象予報
- ④ 大気状態予想
- ⑤ 飛行範囲内における障害物等の飛行の安全に影響を与える恐れのある事象
- ⑥ 緊急を要する安全上必要な情報の連絡通信手段
- ⑦ 飛行の安全に影響を与える恐れのある事象を発見した参加者から主催者への連絡通信手段
- ⑧ その他安全上必要な情報

6. 参加者の意思を確認するには次の方法による。

- ① 事業参加申込書類に対する署名
- ② 事業開催時における受付簿に対する署名
- ③ その他事業内容に応じ適切と思われる方法

7. 参加者の意思を確認するにおいて、確認すべき事項は次のとおりとする。

- ① 住所、氏名、性別、生年月日、年齢、血液型などの個人情報
- ② 自宅電話番号、緊急連絡先及びその電話番号、勤務先及びその電話番号等の緊急時用連絡先情報
- ③ 飛行経験年数、飛行時間、所有技能証及び番号等の飛行に関わる個人情報
- ④ 未成年者の参加申し込みには、保護者自筆による氏名、住所、連絡先電話番号記載による保護者承諾書面
- ⑤ 第三者賠償責任保険の加入状況
- ⑥ その他事業実施上必要な事項

8. 監視員および誘導員を配置すべき事業内容とその資格は次のとおりとする。

- ① 全ての飛行競技大会の実施にあたっては、離陸地点にJHF教員資格を有する監視員を配置すること。
- ② 全ての飛行競技大会の実施にあたって、着陸地点を指定する場合にはJHFパイロット技能証以上の技能証を有する誘導員を配置すること。
- ③ 全ての飛行競技大会の実施にあたって、パイロン間もしくはゴール地点までの飛行距離が30Kmを超える場合には、その経路上にパイロット技能証以上の技能証を所有する監視員を配置すること。ただし、配置する監視員相互の距離は30Kmを超えてはならない。
- ④ 競技飛行以外の事業実施にあたっては、離陸地点及び着陸地点にパイロット技能証以上の技能証を所有する監視員もしくは誘導員を配置しなければならない。
- ⑤ 記録飛行会事業のうち飛行距離を目的とする場合には、30Km毎に監視員を配置するか、もしくは当該飛行を行う参加者との距離が30Kmを超えないよう追跡監視を行わなければならない。

9. 救難救助活動に従事する際の配慮事項

- ① 救難救助活動に従事する際は二次的災害発生防止に努めること。
- ② 救難救助活動を行うにあたり、少なくとも日赤救急員養成講習会等を受講した者、もしくは同等以上の知識を持つ者一名以上を配置すること。
- ③ 救難救助活動を行うにあたり、これに従事するものは、救難救助のために要する装備の他に、自らの安全を確保するために必要な装備品を携行しなくてはならない。
- ④ 救難救助活動が困難であると判断される場合には、時節を失せず速やかに消防署等に連絡し救助活動を要請するとともに、事業を行う者の救難救助活動体制は消防署等の専門機関の指示に従うものとする。

10.「緊急事態発生時の事務処理要領」の作成について

- ①「緊急事態発生時の事務処理要領」の作成見本を、別紙A「緊急事態発生時の事務処理要領」に示す。
- ②別紙Aの「緊急事態発生時の事務処理要領」に必要な事項を記載することで、最低限の処理要領が完成する。
- ③事業規模に応じ、必要項目を追加してより確実に迅速な処理を図ること。

11.緊急事態発生時の通信連絡網の確保について

- ①緊急事態発生時の通信連絡網の確保は、「緊急事態発生時の事務処理要領」により迅速に行わなければならない。
- ②緊急事態発生時には、公共事業体など外部との通信連絡電話回線は専用電話として確保されなければならない。
- ③緊急事態発生時には救難救助以外の通信は極力行わないよう配慮されなければならない。
- ④その他必要な事項は「緊急事態発生時の事務処理要領」によるものとする。

12.準備すべき救難救助装備品について

- ①緊急事態発生時に常時使用可能な電話機
- ②緊急事態発生時に救難救助を行う者と交信可能な無線機もしくは携帯電話設備
- ③救難救助活動のために予め準備しておくべき装備品を、チェックリスト形式により、別紙B「救難救助装備品リスト」に示す。
- ④備え付けておくべき救急医薬品をチェックリスト形式により、別紙C「救急医薬品リスト」に示す。

13.賠償責任保険等

- ①参加者は第三者損害賠償責任保険に加入していること。
- ②事業を行おうとする者は、事業実施上必要な賠償責任保険等に加入すること。
- ③その他事業内容に応じた保険に加入すること。

14.事業実施計画チェックシート

- ①この細則に定められた事項を確実に実施するためのチェックシートを、別紙D「事業実施計画チェックシート」に示す。
- ②連盟主催事業を行おうとする者、及び連盟の公認を受けて事業を行おうとする者は、この細則に定める別紙A、B、C、Dによる四種類の文書を作成し、事業実施前に理事会もしくは担当委員会に提出して、その承認を受けなければならない。
- ③連盟主催事業、もしくは連盟の公認を受けて行う事業以外の事業を行おうとする者にあっても、この細則を遵守し自らその事業の安全性を維持確保するために、別紙A～Dによるチェックシート等を使用することが望ましい。

16.「連盟に関わる事業の実施指針」及び本細則における各種事業とは次の事業をいう。

- ①連盟が主催する競技飛行大会事業
- ②連盟が公認する競技飛行大会事業
- ③上記によらない競技飛行大会事業
- ④連盟が主催する教員研修検定会事業
- ⑤連盟が主催する教員更新講習会事業
- ⑥都道府県連盟等の団体が主催する助教員研修検定会事業
- ⑦連盟が主催する全ての研修及び検定会事業であって飛行を伴うもの
- ⑧個人もしくは団体が主催し、参加者を募集して行う記録飛行会事業(個人による記録達成のための飛行を除く)
- ⑨個人もしくは団体が主催し、参加者を募集して行う事業のうち飛行を伴うもの

以上